

提出部数：正本1部、副本2部、電算用紙1部

※電算用紙は様式第1号、別紙二(1)、様式第7号、様式第8号(更新の場合は、様式第1号のみ)

建設業許可申請書及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	① 新規	② 許可 換え 新規	③ 般特 新規	④ 業種 追加	⑤ 更新	⑥ 般特 新規 +業種 追加	⑦ 般特 新規 +更新	⑧ 業種 追加 +更新	⑨ 般特 新規 +業種 追加 +更新	備考
○…必須提出書類 △…提出済みの書類から変更がなければ省略可能 ●…更新をする建設業種に関しては省略可能 □…該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類の提出が必要) ①規則第7条第1号イに該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロに該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二											
	建設業許可申請受付票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注1>
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙三	収入証紙貼付書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
	組織図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注4>
	卒業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注5>
第10号	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注6>
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注7>
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注8>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注9>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注10>
	定款	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注11>
第14号	株主(出資者)調書	○	○	○	○	△	○	△	△	△	
第15号	貸借対照表	○	○	△	○	○	△	△	○	△	<注12>
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の2	注記表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の3	附属明細書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注13>
第18号	貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第19号	損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注14>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	△	○	△	△	△	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	△	○	△	△	△	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(社会保険適用除外の場合は住民税特別徴収税額通知書の写し、又は出勤簿+賃金台帳+誓約書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	営業所の写真(外観、入口、内部、許可票の4点が確認できるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

・「第7号と別紙」もしくは  
 ・「第7号の2と別紙一、別紙二、組織図」のいずれかの提出で可

※技術関係職員名簿の様式は提出不要となりました。

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注3 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注4 指定学科卒業+実務経験や10年以上の実務経験等、証明が必要な場合のみ提出してください。
- 注5 指定学科卒業+実務経験の場合のみ提出してください。
- 注6 特定建設業で2級相当の資格者を監理技術者等として認定する際に必要です。
- 注7 監理技術者資格者証の写しにより、営業所技術者等証明が可能です。
- 注8 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注9 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注10 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注11 新規、業種追加については、定款及び登記の「目的」欄に当該工事に関する記述が必要です。
- 注12 新たに特定建設業の許可を受ける場合は、貸借対照表の添付が必要です。
- 注13 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)は必要です。
- 注14 登記事項証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限り、なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。